

平成 21 年 7 月 21 日

都道府県サッカー協会 御中

財団法人 日本サッカー協会  
事務局長 田中 道博  
(公 印 省 略)

**海外遠征申請  
申請後の遠征取り止めに伴う申請料について**

前略

加盟登録チーム/選手が海外遠征を行う際、事前に申請いただいております海外遠征申請の申請料につき、遠征が取り止めになった際の申請料の取り扱い(返却の有無)についてご連絡申し上げます。

遠征の取り止めに伴う申請料の取り扱い(返却の有無)について、本協会の基本規定等では明記されておらず、幾つかの都道府県協会より昨今お問い合わせを頂いたことを受け、他の同様の申請(国内/国際競技会開催申請等)との兼ね合いも含めて局内にて調整致しました。その結果、国内/国際競技会開催申請等の各種申請と同様に、**海外遠征申請の申請料(5,250円)は、申請と同時に発生し、その後の変更や遠征中止に関わらず返金を行わないこと**とさせていただきますので、ご了承いただければ幸いです。

ただし、遠征の変更・キャンセルの連絡自体につきましては、今までと同様、判明した段階で速やかにご報告いただきたく、ご協力の程よろしく願いいたします。

ご不明点等ございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせいただきたく、宜しく願い申し上げます。

草々

— 本件に関するお問合せ先 —

(財)日本サッカー協会 国際部  
tel : 03-3830-1808(部署直通)  
fax : 03-3830-2005(代表)